

神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会役員改選規程

(役員推薦委員会の設置)

第1条 役員任期満了に伴う改選にあたり、現会長は、役員改選を円滑に行うため、事前に神奈川県障がい者スポーツ指導者協議会会則第23条第2項に定める特別委員会として、役員推薦委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。

(委員会の委員)

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、会員5名程度をもって構成するが、現役員が構成メンバーの過半数を超えてはならない。

第3条 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、委員の互選とする。

(委員会及び委員長の職務)

第4条 1 委員会は、次期役員公募を総会の2ヶ月前までに行う。

2 公募に関する告知は、機関紙等により行う。

3 委員長は、役員候補者名簿を作成し、総会に提出する。

4 委員長は、役員候補者の選考過程を役員会及び総会で報告しなければならない。

(役員候補者の選出)

第5条 役員候補者については、自薦及び他薦とするが、会員2名以上の推薦者を要し、所定の役員候補届により委員長に提出しなければならない。

(役員候補者の資格等)

第6条 役員候補者の資格は、3年以上の会員歴があり、過去2～3年以内に県や地域の障害者スポーツ大会、教室、研修会等への参加経歴のある会員とする。

(役員候補者の決定)

第7条 役員候補者の決定は、自薦及び他薦並びに候補者が定数に満たない場合の委員会推薦による役員候補者の中から、委員会の合議又は多数決により決定し、最終決定された役員候補者については、委員会が役員受託の可否について確認を行う。

(任期)

第7条 委員の任期は、全ての次期役員が、選任されるまでとする。

第8条 委員の任期途中において、委員が病気等により会務の執行に支障を生じた場合、又は委員本人が会長若しくは副会長候補者に該当することとなった場合は、当該委員は委員を辞退し、委員会は欠員となった委員を補充しなければならない。

(雑 則)

第9条 この規程の改廃は、役員会において決定する。

附 則

この規程は、2009年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年5月10日から施行する。

神奈川県障害者スポーツ指導者協議会・役員改選規約

(役員推薦委員会)

第1条 現行役員任期満了に伴う役員の改選にあたり、現行会長は任期満了の半年程前までに役員推薦委員会を設置しなければならない

(推薦委員)

第2条 役員推薦委員は各ブロックの会議等で代表1名を選出し、その者をもって構成する。

第3条 役員推薦委員長は役員推薦委員の互選とする。

(推薦委員長の職務)

第4条 1 役員推薦委員は次期役員の公募を2ヶ月前までに行う

2 公募に関する告知は機関誌を通じて行う。

3 役員推薦委員長は、次期役員の候補者名簿を作成し、総会に提出する。

4 役員推薦委員長は、推薦委員の選考過程を理事会及び総会に報告しなければならない。

(役員候補者の選出)

第5条 役員の公募ならびに推薦は、役員推薦委員長に申し出なければならない。

第6条 役員候補者(案)の決定は、選考委員の合議または多数決により決定し、役員受託の可否について確認をとる。

(任期)

第7条 役員推薦委員の任期は、すべての役員(案)が決定し、総会において承認されるまでとする。

第8条 役員推薦の任期途中において、病気等により会務の執行に支障を生じた場合、ならびに役員推薦委員が会長、または副会長候補者(案)に推薦された場合、委員長は当該欠員地区より推薦委員を補充しなければならない。

(雑則)

第9条 この規定の改廃は、総会において決定する。

附 則

この規約は平成13年5月13日から施行する

付 則

この規約は、平成21年4月26日廃止する。

※ 会則の改正により、特別委員会の規定が加わったこと及び本規約はブロッ

クを基に役員推薦委員を選出することとしているが、現行の会の運営において、ブロックの概念がないことなどから、本規約を廃止する。